

平成30年度 第3回庁議要旨

日時：平成30年5月8日（火）
午前9時～午前9時20分
会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市桃生植立山公園へのパークゴルフ場の設置について（教育委員会）

誰もが気軽に楽しむことのできるスポーツとして、近年、パークゴルフの競技人口が増えていることや、地元利用団体からの要望があったことから、植立山公園内のゲートボール場及びマレットゴルフ場をパークゴルフ場に改修する工事を平成29年9月に着手し、平成30年8月に完成する予定となっている。

4コース36ホールの新たなパークゴルフ場を整備することにより、生涯スポーツの振興と健康増進及びふれあい交流の場を確保するもの。

(1) 主な内容

① 新設するスポーツ施設の概要

名 称	パークゴルフ場
敷地面積	18,800 m ²
そ の 他	4コース36ホール

② 利用時間及び休業日

利用時間	午前8時30分から午後5時まで
休業日	毎月第1火曜日及び第3火曜日（当該火曜日が国民の祝日の場合はその翌日）

※桃生植立山公園としての休業日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとしている。

③ 使用料等について

区 分	使用料
個 人	300 円
団 体	270 円（1人につき）

※回数券（11枚綴） 3,000 円

※10人以上を団体扱いとする。

用具貸出料	
クラブ	1本 200 円
ボール	1個 80 円
マーカー	1個 50 円
クラブ、ボール、マーカーセット	1セット 300 円

④ 管理方法

指定管理者に行わせることができるものとする。

⑤ スポーツ施設の設置及び廃止

パークゴルフ場を新設し、ゲートボール場とマレットゴルフ場を廃止する。

(2) 今後の予定

- 平成30年6月 市議会第2回定例会へ石巻市桃生植立山公園条例の一部改正について提案
(平成30年9月1日施行予定)
石巻市桃生植立山公園条例施行規則の一部改正
(平成30年9月1日施行予定)
- 8月 石巻桃生植立山公園パークゴルフ場整備工事完了予定
- 9月 石巻桃生植立山公園パークゴルフ場供用開始

2 石巻市と美里町の市町界変更及び財産処分協議（蛇沼向地区、青木川地区）の実施について
（河南総合支所）

美里町を中心に東松島市及び石巻市を一円とした地域について、ほ場の効率化、高度利用化を図り生産性を向上させるため、宮城県北部地方振興事務所が事業主体となり、平成13年度から蛇沼向地区、平成16年度から青木川地区において、土地改良事業（農地整備事業）が実施されている。当該2地区が大区画に整備されたことに伴い、区画が変更され、従来の市町界は、ほ場、道水路を横断する状況となっている。

土地改良事業により、従来の区画が変更されたことから、両市町の境界の見直しを行うもの。

(1) 主な内容

土地改良事業区域内を整備後の土地の区画に合わせて、市町界を変更するもの。

- ・美里町に編入する区域(石巻市北村字朝日前、大沢堤下、熊崎、新天神下、鳥の巣二、矢返の一部、六反替地の全部) 169,861.08 m²
- ・石巻市に編入する区域(美里町木間塚字馬場崎、二郷字新堀、鳥ノ巣、矢返の一部) 169,861.08 m²

(2) 主な内容

- 平成30年 6月 市議会第2回定例会へ市町界の変更及び財産処分協議について提案
(美里町も6月議会に提案予定)
- 7月 宮城県知事へ境界変更申請
- 9月 宮城県議会へ提案
- 11月 宮城県知事から総務大臣へ届出
- 平成31年 1月 総務大臣告示

[その他]

- ・復興交付金事業計画第21回提出事業について（復興政策部）